

結核に係る定期の健康診断の実施及び報告について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 53 条の 2 の規定に基づき、事業者、学校長、施設長、市町村長は、結核に係る定期の健康診断を実施することとなっています。

また、法第 53 条の 7 に基づき、実施した健康診断について、1 月ごとに取りまとめ、翌月の 10 日まで管轄する保健所長を経由して、都道府県知事に報告することとなっています。

【実施義務者別の対象者、定期及び回数】

実施義務者	対象者	定期及び回数
1. 事業者	①学校（専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く） ②病院・診療所・歯科診療所・助産所 ③介護老人保健施設 ④社会福祉施設（※） ⇒①～④において業務に従事する者	毎年度に 1 回
2. 学校の長	大学（短期大学、大学院を含む）、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校（修業年限が 1 年未満のものを除く）の学生または生徒	入学した年度に 1 回
3. 施設の長	刑事施設に収容されている者	20 歳に達する日に属する年度以降 毎年度に 1 回
	社会福祉施設（※）に入所している者	65 歳に達する日に属する年度以降 毎年度に 1 回
4. 市町村長	上記 1～3 の対象者以外の者 （市町村長が定期の健康診断の必要がないと認める者を除く）	65 歳に達する日に属する年度以降 毎年度に 1 回
	市町村がその管轄する区域内における結核の発生の状況、定期の健康診断による結核患者の発見率その他の事情を勘案して特に定期の健康診断の必要があると認める者	市町村が定める定期

（※）社会福祉施設（社会福祉法第 2 条第 2 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までに規定する施設）

- ア 生活保護法関係 救護施設、更生施設
- イ 老人福祉法関係 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム
- ウ 障害者自立支援法関係 障害者支援施設、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設
- エ 売春防止法関係 婦人保護施設

※ 対象者が、当該健康診断を受けるべき期日又は期間満了前 3 月以内に、他で受けた健康診断（労働安全衛生法、学校保健法、その他の法律等によるもの）について、医師の診断書その他健康診断の内容を証明する文書を当該健康診断の実施者に提出したときは、定期の健康診断を受けたものとみなされます。 なお、この場合も、月報による報告の対象となります。

※ **当該健康診断に係る報告は、毎年度、必ず実施してください。**

報告書の提出先と報告書様式の取得方法は、次頁をご覧ください。

※ 健診結果が出ていない等の事情により、翌月の 10 日までに報告することができない場合は、健診結果把握後、すみやかに報告をお願いします。

【報告書の提出先】

○佐賀県内の保健福祉事務所

保健福祉事務所名	所在地	電話番号	所管区域
		FAX 番号	
佐賀中部保健福祉事務所	〒849-8585 佐賀市八丁畷町 1-20	0952-30-3622	佐賀市・多久市・ 小城市・神埼市・吉野ヶ里町
		0952-30-3464	
鳥栖保健福祉事務所	〒841-0051 鳥栖市元町 1234-1	0942-83-3579	鳥栖市・基山町・みやき町・ 上峰町
		0942-84-1849	
唐津保健福祉事務所	〒847-0012 唐津市大名小路 3-1	0955-73-4186	唐津市・玄海町
		0955-75-0438	
伊万里保健福祉事務所	〒848-0041 伊万里市新天町坂口 122-4	0955-23-2101	伊万里市・有田町
		0955-22-3829	
杵藤保健福祉事務所	〒843-0023 武雄市武雄町昭和 265	0954-22-2104	武雄市・鹿島市・嬉野市・ 大町町・江北町・白石町・ 太良町
		0954-22-4573	

【参考～根拠法令～】

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律抜粋

(定期の健康診断)

第五十三条の二 労働安全衛生法第二条第三号に規定する事業者、学校(専修学校及び各種学校を含み、修業年限が一年未満のものを除く。)の長又は矯正施設その他の施設で政令で定めるものの長は、それぞれ当該事業者の行う事業において業務に従事する者、当該学校の学生、生徒若しくは児童又は当該施設に収容されている者(小学校就学の始期に達しない者を除く。)であつて政令で定めるものに対して、政令で定める定期において、期日又は期間を指定して、結核に係る定期の健康診断を行わなければならない。

2 保健所長は、事業者(国、都道府県、保健所を設置する市及び特別区を除く。)又は学校若しくは施設(国、都道府県、保健所を設置する市又は特別区の設置する学校又は施設を除く。)の長に対し、前項の規定による定期の健康診断の期日又は期間の指定に関して指示することができる。

3 市町村長は、その管轄する区域内に居住する者(小学校就学の始期に達しない者を除く。)のうち、第一項の健康診断の対象者以外の者であつて政令で定めるものに対して、政令で定める定期において、保健所長の指示を受け期日又は期間を指定して、結核に係る定期の健康診断を行わなければならない。

(通報又は報告)

第五十三条の七 健康診断実施者は、定期の健康診断を行ったときは、その健康診断につき、受診者の数その他厚生労働省令で定める事項を当該健康診断を行った場所を管轄する保健所長を経由して、都道府県知事に通報又は報告しなければならない。